
「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No. 24 2009. 1. 8

【目次】

- 1 2009 年度研究会
 - 2 書評 稲子恒夫編著『ロシアの 20 世紀 年表・資料・分析』
 - 3 学会参加記 コロキウム「藤田勇『自由・民主主義と社会主義』を読む」
 - 4 事務局からの連絡
(1)会費の納入 (2)会員向け名簿の作成 (3)会誌の ISSN 登録
-

1 2009 年度研究会

来年度の比較法学会は、2009 年 6 月 6 日と 7 日に神奈川大学で開催されます。「社会体制と法」研究会は、前日に東京で開催されます。

日時 2009 年 6 月 5 日 (金) 午後 1 時 (事務) 総会 午後 1 時 30 分 研究会
場所 東京大学 本郷キャンパス赤門総合研究棟 5 階センター会議室
http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01_08_02_j.html

テーマ 裁判における法解釈と体制転換

企画の趣旨

鈴木 賢 (企画委員)

旧 (現) 社会主義国では裁判過程における法適用に際して、裁判官が制定法に対して解釈を行う権限があるかどうかについて否定的な見方が支配的であり、また個々の裁判例の先例としての効力 (判例の事実上の法源性) についても否定的に解されてきた。他方で、最高裁判所 (ないし最高法院) により指導的説明 (ないし司法解釈) と呼ばれる文書が頻繁に下級裁判所に通達され、それは実際上の裁判規範ないし法源として機能してきた。つまり、司法による法創造が現場の裁判官による具体的な事件の処理を通じてなされるのではなく、最上級裁判所による抽象的なルール創造活動を通じて行われてきた。こうした現象が表れるのは法解釈に対する基本的な考え方の違いが背後に伏在していると考えられる。

この企画では体制転換 (ないし変動) によって、こうした具体的な訴訟の場における法解釈のあり方、裁判例の先例としての拘束力、最上級裁判所による法創造のあり方などにいかなる変容が生じているか、ないしは変容が生じていないか、そうした変

容（ないし不変容）の背後にある制度的、観念的要因をロシア、中央アジア、中国のヨコの比較の視点、それぞれの法のタテの歴史の視点から探ろうとするものである。

プログラム

「ロシアにおける体制転換前の法解釈」	大江泰一郎（静岡大学）
「ロシアにおける体制転換後の法解釈」	阿曾正浩（北見工業大学）
「中央アジアにおける体制転換前後の法解釈」	伊藤知義（中央大学）
「中国伝統法における法解釈のありかた」	寺田浩明（京都大学）
「現代中国における司法解釈と案例」	徐行（北海道大学大学院生）

2 書評 稲子恒夫編著『ロシアの20世紀 年表・資料・分析』（東洋書店、2007年）

渋谷謙次郎（神戸大学大学院法学研究科准教授）

本書は、副題「年表・資料・分析」のうち、年表が大部分を占め、各年ごとに「コラム」が設けられ、さらに年によっては「アネクドート」のコーナーが設けられている。千頁以上の大著であり、私の場合、本書を端から読み進めるのではなく、無作為に開いた頁の年のコラムやアネクドートを読んだりして、それを繰り返しているだけでも、いつしか2時間くらいは経っている。読み物としても、全く退屈することがない。ましてやロシアやソ連に関心を有する者で、アネクドートが嫌いな者はいないであろう。稲子教授によるとエリツィン時代になるとアネクドートは下火になるという。プーチン時代にはアネクドートが若干復活するが、その多くがソ連時代の焼き直し（人物の名を入れ替えただけなど）だという。これをどうみるかである……。

むろん本書は、ある時代や年の出来事の日付を確認したり、辞書的に活用することもできる。年表で配列されている出来事は、政治、外交、文化など多岐にわたり、ソ連解体後に明らかになっていったような「極秘」の決定（ソ連時代から存在は知られていたが内容が不明であったものを含む）などが多数含まれている。いうまでもないかもしれないが、本書はソ連解体後の新資料の公表や歴史の見直しの観点が、稲子教授持ち前の甚大な研究エネルギーもあいまって、いかんなく発揮されている。

稲子名誉教授の専門が歴史学というよりもソビエト法、ロシア法であることが本書では逆に利点となつてか、年表やコラムは、教授でなければ詳述できないであろうような項目、解説が多く含まれている。年表における法令の所在はもとより、コラムにおけるソビエト法、ロシア法、当時の法学者についての独自の解説や分析が、法学研究に携わる者にとっては、最も興味深いところであろう。

もっとも、ソ連の場合、法と政治とを切り離して考えることはできなかった（あるいは前者は後者に回収されていた）。したがって、稲子教授の解説や分析においても、法について語ることは当時の政治状況の分析と不可分であり、例えばスターリン時代であれば粛清の犠牲者などと切り離すことができない。この点についても、稲子教授は、ソ連解体後議論されてきた様々な数値や統計を駆使して実状にせまろうとする。

このことについて、稲子教授は、「あとがき」で、「時代の総合的判断」という言い方をしている。法と政治はもちろんのこと、文化・芸術についても時代の政治状況を切り離して考えることはできないのだという。ソ連の政治や法が主たる専門であっても、結局、ソ連の「全体」を見渡さざるを得ない、そのような問題意識が、本書となって結実したようにも思える。

稲子教授持ち前の、従来の誤訳を訂正しようとする熱意も本書では随所にみられる。(19世紀の例になるが) ドストエフスキーの『罪と罰』は(ベッカーリアの邦訳題にあるように)『犯罪と刑罰』としなければならない、という具合に。確かに原題の『プレストプレーニエ・イ・ナカザーニエ』は、宗教的・道徳的な意味での罪と罰を意味するグラフ、カーラとはニュアンスが違ふと思われるが、ひとたび定着した題名を簡単に変更できるのかという問題と、かつての訳者が、ドストエフスキーのモチーフを考慮して、法律概念よりも宗教的・道徳的ニュアンスのある『罪と罰』という風に、意図的に訳した可能性もある(なお『罪と罰』の邦訳で「予審判事」として出てくるポルフィーリについて、そもそも予審制度がなかったのだから単に「取調官」とすべきというのが稲子説である)。

「あとがき」にも述べられているように、稲子教授は本書執筆途中で脳梗塞になり、健康であればシベリア出兵や満州国関係の詳しいデータをもっと調べられたらろうにと、悔しさをにじませている。そうであるにしても、本書がこのような大部で結実したのは、私のような末端の研究者から見ると驚きというほかない。稲子教授の熱意と執念に感服するのみならず、教授の知性と教養の幅広さに改めて驚きを禁じえなかった。学問は一日にして成らずとは承知しているものの、「亀の甲より年の劫」のいい手本を見せられたような気分である。

いずれにしても、本書は大著で頁数といい重さといい持ち運ぶのは困難であるが、ロシア語辞書などと一緒に座右に置いて、折に触れて開きたい本である。

3 藤田勇氏新著の研究会に参加しての雑感

佐藤史人(早稲田大学法学部非常勤講師)

昨年の11月15日、明治大学において民科法律部会2008年度学術総会が開催され、藤田勇氏の著作『自由・民主主義と社会主義1917-1991』(桜井書店、2007年)を検討するコロキウムが行われた。当日は、新倉修氏の司会のもと、ドイツ法ないし法社会学から広渡清吾氏、ジェンダー視点から三成美保氏、ロシア・東欧法から私佐藤が報告を行うとともに、著者の藤田勇氏にもご参加頂き、報告及び質疑に対してコメントを頂いた。以下、報告者の一人として、その内容を簡単にではあるが、紹介したい。

まず私の報告だが、私に科せられた担当分野は社会主義史の第2段階であり、主として東欧の改革運動について報告させて頂いた。東欧における56年、68年、80年の一連の事件について、藤田氏はそれを質的に深化する同一線上の過程として描きだし、68年をもって第3段階への移行の端緒とされている。これに対し、私は、〈56年・80年〉と

〈68年〉を峻別するという視点を提起した。その際に念頭にあったのは、資本主義に対抗するオルタナティブ運動にあって、代表民主制に留まらない多様な民主主義のあり方が模索されているという近年の状況である（例えば世界社会フォーラムなど）。こうした点に鑑みると、社会主義と自由・民主主義問題を論じるうえで、藤田氏がその著作で検討を留保した改革運動の政治過程に関する検討こそが重要ではないか、との観点から、東欧の改革運動を〈評議会ないし市民社会〉型と〈代表民主制〉型として対照させたのである。

一方、広渡氏の報告は社会主義の第3段階を対象としたもので、加藤榮一氏の議論を参照しつつ、資本主義と社会主義の相互規定・相互関連性に着目して社会主義の3段階把握を検討するとともに、ドイツに即して体制転換から社会主義勢力の再生（左翼党など）に至る過程をたどり、最後に社会主義の第3段階と市民社会論の関連について触れるなど、第3段階に関わる問題を多様な角度から検討するものであった。

「社会主義とジェンダー」と題する三成氏の報告は、社会主義史の3段階論と対照させるかたちでジェンダー史の展開を論じるもので、ジェンダーへの言及が1970年代以降の運動に限られる藤田氏の著作の「弱点」を補完するものといえよう。三成氏は、藤田氏が社会主義史の第1段階の端緒とした近代市民革命にまで遡り、そこから現代にいたるジェンダー秩序の展開過程を3段階に区分し、社会主義との関連性を視野に収めて検証した。

以上の両氏の報告において興味深いのが、加藤榮一氏の〈資本主義展開史〉および三成氏の〈ジェンダー史〉の3段階論と、藤田氏による〈社会主義史〉の3段階論とが、時期区分において概ね共通するという点である。藤田氏が、前著の『自由・平等と社会主義』以来提唱されている社会主義史の3段階論は、1917年の10月革命をもって社会主義史の画期とする従来の考えを再考し、それとは異なる段階区分を行うことで1917年の相対化を図るものであった。これに対し、今回紹介された資本主義の展開史も、ジェンダー史のそれも、その第1段階の末期が1870年代に求められ、第2段階は1870年代ないし1880年代から1970年代頃まで続くとされており、かかる把握は、藤田氏の議論とかなりの親和性をもっている。むしろ、資本主義体制、ジェンダー、社会主義運動といった諸事象が相互に関連しているのは自明のことであり、それらの変容の平仄があうのはある意味で当然のことかもしれないが、私にとって両氏の報告は、藤田氏の3段階論が、社会主義史をより広いパースペクティブのもとで検討する可能性を開くものだということを強く印象づけるものとなった。

また、今回の企画は、社会主義概念そのものを改めて考えさせるものでもあった。これまでマルクス主義（法学）には、社会及び法現象をトータルに把握する経験科学のツールとしての側面と、人間解放という規範科学の側面とをあわせて期待されていたように思われる。ところで、今回の報告を受けての討論で、その主たる対象となったのは、後者、すなわち規範ないし理念としての側面であった。また、広渡氏はその報告のなかで、ドイツPDSの2003年綱領が、「人間は自己決定的に生きるために、なにを必要としているか」という視点を社会主義理念の中心に置いたことを紹介しているが、これらの点からは、いささか早計な表現かもしれないが、これまでマルクス主義が有していた「イデオロギー批判」の学という側面の希薄化、あるいは、経験科学から規範科学への

軸足の移動が見うけられるようにも思われた。

なお、本企画の最後に、藤田勇氏が、報告および質疑に対する丁寧なコメントを寄せられた。その詳細は省略させて頂くが、ソ連崩壊後もあれだけ膨大な研究を行い、2つの大著を刊行してなお、研究のスタンスに変化が生じなかった旨を藤田氏が述懐されている点が大変印象的であった。今回、学会の場で初めて藤田氏の警咳に接する機会を得たが、かかる経験は、私にとって本企画の貴重な収穫の一つである。

4 事務局からの連絡

(1)会費の納入

2008年度までの会費のうち、未納分がある会員だけに、請求書と振込用紙を同封しています。すみやかな納入をよろしくお願いします。納入確認後、当該年度の会誌を送付します。資料が同封されていない会員は、2008年度分まで納入済です。

(2)会員向け名簿の作成

会員向け名簿の作成にまだ返信をいただいている会員だけに、再度資料を同封しています。事務局で住所等の個人情報を把握している場合でも、それらを名簿に掲載するかどうかをご本人に判断していただかなければなりませんので、ぜひご協力をお願いします。資料が同封されていない会員は、情報を受け取り済です。

(3)会誌の ISSN 登録

会誌の ISSN(International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号)の割当が決まりました。次号の第10号から、番号が掲載されます。

【あとがき】

前号の本欄では、事務局ニュースが北京五輪開会式と同じ日の発行となったなどと能天気なことを書きましたが、同じ日に、衝撃的な事件が起きていました。南オセチア紛争に端を発したロシア・グルジア戦争が始まっていたのです。たった5日で終わったとはいえ、ロシアが南オセチアとアブハジアの独立を即座に承認したことは、世界に衝撃を与えました。今号も発行が遅れているうちに、ガザ地区で紛争が再燃しました。今年のウィーン・フィルのニューイヤーコンサートの新年あいさつで、指揮者のバレンボイムが中東和平を呼びかけていたのは、もちろんこの事件を念頭に置いてのことでしょう。昨年から続く不況と相まって、憂鬱な年明けとなりました。今は、「歴史は、モグラのように、目には見えないところで進んでいく」というサハロフの言葉を思い起こすことにしましょう。

さて、今号では、まず、次の研究会の企画の趣旨をお伝えしました。旧（現）社会主義国の裁判における法解釈を通時的かつ共時的に比較しようとする欲張りな企画となっています。そのため、報告者も例年より多くなり、会員外の方にも報告をお願いしています。東京開催ということもあり、多くの方の参加を期待しています。次に、比較的最近に出た本に関連して、若手の方の原稿を掲載しました。渋谷さんには、わずか80名ほどの会員にしか読まれないこのニュース・レターのために、1000頁を超える著書の書評をお願いしました。また、佐藤さんには、すでに別の学会誌に掲載予定であるにもかかわらず、学会参加記という形でお願いしました。実は、お二人には、私が編集長を務めていた会誌8号に、今回の著書の書評をそれぞれ依頼していたのですが、両著とも原稿の締め切りまでに出版されず、この話は流れてしまったという経緯がありました。お二人とも、お役御免でほっとされていたかもしれません。しかし、ストーカーのごとくしつこい私としては、江戸の敵を長崎でとばかりに、今回の事務局ニュースでの掲載となった次第です。ご協力いただいたお二人に、感謝申し上げます。

それにつけても、藤田、稲子両先生の研究意欲には驚嘆させられます。お二人は、戦後日本の社会主義法研究の牽引者であり続けられ、平成になってもあのような大部の著書を完成されたことに、ただただ頭が下がる思いです。社会主義に対するお二人の評価には違いがあるようですが、それも含めて検討するのは、後進の者の課題です。

最後におまけを一つ。会誌のISSNは、1883-2830となりました。1883年は、マルクスの没年にしてケインズの生誕年です。では、2830年は？ 最後の資本主義体制の崩壊年にして最初の共産主義体制の成立年？ いえ、それははかない初夢でした。

「社会体制と法」研究会事務局

〒090-8507 北海道北見市公園町165
北見工業大学共通講座 阿曾研究室気付